

## 第2回地域コミュニティ協議会の支援のあり方検討委員会

○日時 平成26年6月2日（月） 午前10時から

○会場 市役所第1分館1階 1-101 会議室

○出席者

・委員

丸田座長、渡邊委員、細野委員、森委員、豊岡委員、田村委員、棚村委員、岡本委員、若林委員、右近委員、新藤委員、富澤委員、山賀委員、香田委員、河野委員

・事務局等

市民生活部長、市民生活部次長、市民協働課長補佐、市民協働課主幹、市民協働課職員

○傍聴者2名（うち報道1名）

### 【開会】

事務局（堀市民協働課補佐）

それでは、皆様、おそろいでございますので、はじめさせていただきます。

本日は、お忙しいところ、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

ただいまから第2回目となります、地域コミュニティ協議会の支援のあり方検討委員会を開催させていただきます。

私、本日の司会を務めさせていただきます、市民協働課の堀でございます。よろしくお願いいたします。

会議に入ります前に、本日の会議の様子を記録用として、撮影・録音させていただきたいと思っております。ご了承のほど、よろしくお願いいたします。

また、本日の会議は、概ね正午までとさせていただきます。よろしくお願いいたします。

はじめに、事前にお配りしています、資料の確認をさせていただきたいと思っております。まず、本日の次第、資料1「第1回『地域コミュニティ協議会の支援のあり方検討委員会』の意見」、資料2「『コミ協の位置づけ・役割』の検討について」、資料3「地域コミュニティ協議会への支援制度一覧」、資料4「地域コミュニティ協議会への主な支援状況」、資料5「検討のポイント」、資料6「『外部との協働・協力』の検討について」、参考資料といたしまして「『新潟市木戸地域コミュニティ協議会』資料」ということで、NPO法人化に取り組みました木戸コミュニティ協議会の資料を添付してございます。また、本日、机上配付ということで座席図を皆様のところにお配りしてございます。不足のある方は、いらっし

やいますでしょうか。

それでは、開催に当たりまして、はじめに丸田座長から一言ご挨拶を頂戴いたします。

#### **丸田座長**

委員の皆様、おはようございます。大変暑い中、ありがとうございます。

5月の委員会では、活発なご議論をいただきました。おかげさまで、今後の市の施策の方向性につきまして、反映できる意見をいただけたと理解しております。本日も、ぜひ活発なご議論をいただきまして、今後の市の施策の形成に向けて、つなげていけるような意見、提言をいただきたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

#### **事務局（堀市民協働課補佐）**

ありがとうございました。それでは、早速、議事に入りたいと思います。以降の進行につきましては、丸田座長からお願いしたいと存じます。よろしく願いいたします。

#### **丸田座長**

では、議事に入ります。議題（1）「コミ協の位置づけ・役割」についてです。事務局から説明をお願いいたします。

#### **事務局（今井主査）**

市民協働課の今井と申します。よろしく願いいたします。それでは、資料1をご覧ください。前回の第1回検討委員会で「コミ協の位置づけ・役割」について検討していただきまして、条例化について、左側にあります番号の1から10までのご意見をいただいております。なお11から19については、条例化が必要な根拠となるご意見で、20から25については、その他の意見となっております。

続いて、資料2をご覧いただきたいと思います。A3横カラーの資料となります。前回の検討委員会で、理念的な記載とより具体的な記載について意見が出されまして、中央の赤い囲みにありますように、「自治基本条例」の一部改正により、理念についてコミュニティ協議会の自主性を損なわない大まかな表現で記載することについて、概ね了承されていたものと思われまます。一方で、コミュニティ協議会の役割や担ってほしい事業について、しっかりと規定が必要との意見もありました。この部分に関しましては、次回、第3回に事務局から素案としてお示ししたいと思っております。

#### **丸田座長**

ただいま、事務局から資料1について説明をいただきました。前回の委員会の振り返りになるわけですが、確認を行いまして、質問、ご意見がありましたら、お願いいたします。いかがでしょうか。

#### **香田委員**

いただいた資料をいろいろ検討してみました。私の発言の中で、自治基本条例の理念に抵触しない範囲という要望をいたしました。そのとき、自治基本条例を改正するというだけでなく、ほかのところでそれを踏まえるような条例をお作りになるのはいいのではないかと趣旨で申し上げまして、自治基本条例を改正するという発言は、私はしておりません。

一点だけ、今日、ご出席の市の職員の中に、法制関係の方が出席していらっしゃいましたらお聞かせいただきたいのですが、この自治基本条例というのは、市民の憲法とも言われ、これは理念です。この理念そのものにいろいろ行動を指針するようないかなる条文も書いてはいけないわけです。これは、自治基本条例の見直し条項というものがございまして、5年に一遍、見直しができるようになっていきます。これは、実は作る時点で、私と二人の提案で、急遽設けたものであります。その5年間も過ぎました。政令市になりまして、ちょうどそれに合わせて作ったものですから5年経過いたしました時点で、一昨年、見直しをいたしました。ところが、大幅な見直しをすることは不可能なのです。基本理念ですから。これを見直すことになると、ほかのところも全部、見直ししなければいけないということになってきますので、一つの経験といたしまして、先回、配付された資料の中で、自治基本条例の関係する条項のいろいろな会議に出す資料の中には、それを添付しなければいけないという取り決めになっています。それから、実は、先回の資料の中に、こういう一番最後の26条、27条の関係するものが添付されているわけですので、皆さんご存じだとは思いますが、非常に重要な、しかもここに自治基本条例の一部も改正とあるわけです。これに対して、私の考えが間違っていましたら訂正いたします。市のほうの法制関係のご担当の方、どういう関係のお話で、あるいは改正するとすれば、どういう改正をするのか。改正のしようがないのです。これをお聞かせいただきたいと思っております。まず、それが一点です。これをお聞かせいただいた後、私は各項を全部チェックしました。ほとんどバツです。丸のついているものは一個もありません。そういうことなので、本会議はものすごく大きな、大事な問題で、コミュニティ協議会存続そのものに対する問いかけもすごく大切な会議です。ぜひ継続して申し上げたいと思っております。とりあえず、法制関係の方がいらっしゃいましたらお答えください。

#### **丸田座長**

さて、どうですか。今、前回の委員ご自身が発言した趣旨について、皆さんに説明があったわけですが、その後、いわゆる法制等の関係について、ここで議論するつもりは、私の中にはないのですが、どう取り扱いますか。

#### **事務局（塚本市民生活部次長）**

法制課のほうは来ておりませんが、実は委員もご存じだと思いますが、自治基本条例をいろいろ検討していただいて、当然、条例ですから議会の承認をいただくということで、議会

に諮ります。その際、いわゆる一般条例と自治基本条例の関係はどうか。つまり上なのか、下なのかという議論があつて、確かに理念条例ではあるのですけれども、一般条例を超えるような条例ではないと議論がなされたと、私は記憶しております。条例の中で憲法的な、いわゆる欽定憲法的なもの、いわゆる実定法みたいな国の法制度の関係ではないと理解しております。ですから、委員がおっしゃるような、例えば、憲法であれば改正に発議があり、一定の要件が決まっております。これは条例でございますので、特に改正の必要条件が、別に明記されておられません。さようなことから、たしか議会でも議論があつて、上なのか、下なのか、いわゆる上下関係がある条例なのかというお話がございましたが、基本的には並列の条例だと理解しております。ですから、1点目の条例改正が非常に難しい条例なのだという、確かに理念でございますので、すぐ変えるとか何とかというのはなかなか難しいところがあると思うのですが、ただ、今まで各コミュニティ協議会から言われている、コミュニティ協議会の位置づけをどこに位置づけたらいいのかということになると、やはり自治の基本のところに入れるべきではないかという考えから、私もこのように整理させていただきましたし、またほかの委員の方からも、そういう形で出てきたと理解しているところでございます。

それから、施行後5年以内に見直すということで、一昨年でしょうか。見直しの検討会がありました。特にその際には、自治基本条例の改正ということについては、これを改正したほうがいいのかという議論はなかったと記憶しております。ただ、今回、自治の深化ということで、市長がいろいろな形で自治協議会、コミュニティ協議会のあり方について、いわゆる政令市になって10年過ぎた。新しいステージに行った段階で、少し見直していただけないだろうかという発言をしておりますので、その辺での検討は必要なかと思いました。

#### **丸田座長**

香田委員からは、ご自身の発言の趣旨と関連して意見をいただきました。ほかの委員の方々からご質問なり、ご意見がありましたらお願いいたします。

#### **香田委員**

せっかくの資料でございますので、入念にチェックいたしました。これを見ますと、いろいろな問題が提示されております。それから、先回の資料の中にも、ワークショップの内容なども非常に細かくていい資料だったと思います。どうもおかしいなと思って、この表を見ているわけですが、もう少しこの分類を分かりやすくするために、今回、出された資料もそうですし、前回のワークショップの内容をまとめたものもそうなのですが、地域コミュニティ協議会の支援のあり方ということが今回のテーマです。この支援のあり方をハードな部分とソフトな部分に分けることなのです。そうしますと、非常に分かりやすいのです。ハー

ドの部分は今回も提示されておりますように、補助金制度でありますとか、あるいは今回、添付されております東区の資料やいろいろなものをコミュニティ協議会から提案されて、それを作って、その事業は市のほうからコミュニティ協議会に委託事業として出したわけです。ソフトが基準になって、ハードの制度とお金の支援というものができあがってきているわけなのです。基礎になるのはソフトなのです。皆さんが考える力なのです。提案する力なのです。人材の能力なのです。そうした場合、せっかく上がってきたいろいろな問題、項目というものを分かりやすくするために、ソフトの部分、ハードの部分に分けていくと非常にわかりやすい。

ソフトの部分は、新潟市は今、全国でもトップクラスのものではないのですか。今日、持ってきませんでしたけれども、政令市の中でそういう取組み方については、先回の5年前の調査では全部でトップだったのです。今回、7位から8位くらいに下がったと思うのですけれども、非常に新潟市は制度が整っているのです。ところがこれが8区に全部認識されているという、そうではないという面もありますので、ソフトとハードの部分については、そんなに問題ないと思うのです。あるいは市民から上がってきたものに対して、行政は真摯に取り組む。これを形として反映されているというものが、本来、制度にもあるわけです。ところが、何かをやろうじゃないか、考えようじゃないか、実行しようじゃないかというハードな部分になりますという、コミュニティ協議会の中にソフトの部分です。各コミュニティ協議会の中に、コミュニティ協議会は民間団体なのです。行政のほうは、あまりタッチして、深入りすると迷惑だという、本来の立場なのです。それにはやはりみんなが頭を使って、自分たちのことは自分たちでやるのだと。行政は要らないことを言うなということが立場なのです。それを行政がこうやってくれ、ああやってくれというのは、もう少しコミュニティ協議会の中でもむ必要があろうと思います。そのとき、問題になりますのは、そういう発言を実際やろうとなると、コミュニティ協議会の会長、副会長、役員の方の負担がものすごく多くかかるのです。こういったことは行政からやるべきではないということで、行政お任せということになりますという、昭和23年、地方自治法が改正になった時点で、そういうことをやってはいけないということで改定されたわけです。それが生かされるということになります。非常にいい状態になっているわけです。

ソフトの部分でやるには、やはり手間暇がかかって、頭も使う、知恵も使う、人も使うということになりまして、人材ということになります。だから、この人材の開発、あるいはスキルアップというものをするにはどうするかということも、皆さんで検討して、あるいは行政のほうからも知恵を出しあってやると。

申し訳ありませんが、もう少し言わせてください。今、8区あるのです。この自治協議会

のベースになります、コミュニティ協議会が発足したとき、自治会長の連合会に行って、ただいろいろな団体がくっついたわけではない。会長が3名、役員も7名、1年間一遍、親睦を図るために一杯飲んで、そして今、何をやってきたかを発表すると。何の足しにもなっていないということがコミュニティ協議会もあったわけです。これを解消するには、やはり人材が必要だと思うのですが、合併した時点では、合併市町村において、非常にコミュニティ協議会の役員の中に優秀な方、いわゆる前町長でありますとか、議員であるとか、そういった方がどんどん入っています。第1期目は非常に優秀な方がおられました。2期、3期となりますというと、人材が不足になってしまう。ただ、中央区は人材が一番揃っているということも実態なわけです。

また、区のラインを越えた人材の交流、あるいは一般公募をしてその人材を増やす。それから、周り順番で、仕方なく自治会長になって、2年間、きちんと我慢しているという自治会長もいっぱいあるのです。そういう自治会長に問題を投げかけても返ってこないのです。ただ、出席するのが精一杯だという自治会長もいらっしゃると思いますので、その辺はあわせて人材の育成、あるいはスキルアップ、それからそういう支援の仕方を8区のラインを越えた範囲内で、何かいい方法があったらそれぞれ検討して、形にしてはいかがかということです。

#### **丸田座長**

ありがとうございました。ただいまのご意見については、この後の議題の中でも、ぜひ反映していただきたいと思えますし、それから委員ご自身が整理されてこられたチェックについては、できれば事務局のほうへお届けいただいて、全体の中で議論するような論点があるかどうか確認いただきながら、必要があれば、またこの中でお諮りしたいと思います。資料1、2に関する説明については、一旦よろしいでしょうか。

では、議題（2）「コミ協への支援」について、事務局から説明をお願いいたします。

#### **事務局（今井主査）**

それでは、資料3をご覧ください。「地域コミュニティ協議会への支援制度一覧」でございます。平成26年度、市の補助制度等で補助金を申請できるものを載せてあります。なお、最初のところ、網掛けしたナンバー1、2、3、12については、さらに詳しく資料4で再掲しております。それでは資料4をご覧ください。

「地域コミュニティ協議会への主な支援状況」についてです。①補助制度では、コミュニティ協議会の運営費を補助する、地域コミュニティ協議会運営助成金。地域課題を解決する活動を補助する地域活動補助金。市が実施する古紙行政収集の量に応じて、その地域のコミュニティ協議会に支援金を交付する、古紙行政収集地域活動支援金などで支援を行っており、

ほとんどのコミュニティ協議会が申請または登録し、活用しております。

②活動拠点では、公共施設の指定管理で地域づくりの拠点としての機能充実を図るため、人件費等の指定管理料を支払いコミュニティセンター等の管理運営を委託しております。また、まちづくりセンターの整備を準備のできた地域から行い、現在 26 か所が整理済みです。また、公共施設に事務所を確保することが困難なコミュニティ協議会については、地域コミュニティ協議会事務所借上補助金として、民間施設等を借り上げる場合に必要な経費を助成しています。

③人的支援では、各区地域課が公民館と連携してコミュニティ・コーディネーター養成講座を行っており、地域活動を担う人材の発掘、育成に取り組んでいます。職員による支援では、コミュニティ協議会担当職員や支援のためのチームを設置し、コミュニティ協議会の運営や活動を支援し、組織横断的な対応を行っている区もあります。コミ協支援体制の構築では、今月中にワーキンググループを立ち上げ、全庁的に幅広い支援策を展開していきます。

資料5「検討のポイント」をご覧ください。①補助制度については、どの部分に対する補助がより必要か。補助金の額や補助率は妥当か、市以外の団体からの補助金等は可能かなどの視点で、それから②活動拠点については、既存施設の有効活用はできないか。必要とされる広さや設備はなどの視点で、③人的支援については、どのような人材育成が必要か。行政とのかかわりは、どのような形が望ましいかなどの視点でご議論をいただきたいと思っております。

#### **丸田座長**

ありがとうございました。議論に入ります前に、ただいま説明がありました資料4「地域コミュニティ協議会への主な支援状況」を中心にいたしまして、各委員の理解も改めて確認したいものですから、ぜひそれぞれのお立場から質問していただいて、市における支援状況、支援の施策の内容について、理解に誤りがないかどうかを押さえてほしいものですから、まず質問から受けたいと思います。いかがでしょうか。

#### **山賀委員**

活動拠点の地域コミュニティ協議会事務所借上補助金のところで、申請数が6コミ協なのですが、実際、事務所がないということは、どれくらいの数があるのでしょうか。

#### **事務局（今井主査）**

市全域で 91 のコミュニティ協議会は、事務所を確保しておりまして、それ以外のコミュニティ協議会については、会長のご自宅であったり、事務局長のお宅というところを拠点としているところでございます。

#### **山賀委員**

そうすると、事務所のないところすべてにこの補助金が出ている、申請されているということですか。

**事務局（今井主査）**

地域コミュニティ協議会事務所借上補助金の申請数6か所を入れて91ですので、残り6か所は、先ほど言った会長のご自宅等です。

**丸田座長**

山賀委員、よろしいでしょうか。

**山賀委員**

分かりました。

**丸田座長**

ほかにいかがでしょうか。

**豊岡委員**

補助制度の中の活動補助金について、確認させていただきたいと思います。A、B、Cと3つの型をもって作られていますが、これをすべて10分の10ということは、お考えにならなかったでしょうか。補助率です。

**事務局（今井主査）**

こちらの地域活動補助金なのですけれども、本年度の試行の制度となっております、これを踏まえて、来年度の制度を構築していきたいと考えております。

**豊岡委員**

試行があれば、全部10分の10にしていただいで、今年度の活動状況によって金がどうだということも基本的に決まっているわけですから、20万円を8にしてもそんなに変わらないのかと思いますので、試行であるならなおさら100%補助にさせていただきたかったなど。

**丸田座長**

その趣旨を。

**事務局（今井主査）**

平成25年度の地域活動の取組みが、実はパンクしてしまいまして、補助率を下げるという方法と各コミュニティ協議会に申請していただく件数を制限するとか、いろいろなパターンをシミュレーションしてみたのですけれども、頑張るコミュニティ協議会について申請件数を制限するということがいかなものかということで、検討を図り、補助申請ができないというようなことはないよというよということで、補助率を変えさせていただくという形で、試行させていただいています。



## 新藤委員

地域活動補助金がパンクするということが理解できないのですが、それはたしかごみの有料化でつけた予算ですよ。そもそもごみの関係で出た予算をそのままコミュニティ協議会の活動補助金に使うという考えが趣旨と違うのではないのでしょうか。本来であれば、活動補助金でそれぞれのコミュニティ協議会が、大体、どういう活動をされるかということについて、本来、予算が決まって、その活動に応じて払われるということが基本だと思うのですが、これをごみの総額が決まっているから、取組みを8割にするとか、どこでつながるのかということが、私は理解できないのですが、その辺は。

## 丸田座長

その辺、お答えいただく前に、豊岡委員からお願いいたします。

## 豊岡委員

平成25年度の申請数が97分の86ということで、10コミュニティ協議会くらいが申請していない。私のところも多分していないと思います。活動が活発なところといますか、選任のような事務職員を置かれているところについては、けっこう皆さん、文書を作って、集めてきて、一つのコミュニティ協議会でというか、区の中でも随分たくさん持っているところもあるのではないかと考えていますので、そういったことも考えると、担当するということが分かりますし、今、新藤委員が言ったように、コミュニティ協議会の問題もあるわけですが、もう少し何かそういうことを含めたら、やはり取れるところから取るといういまですか、そういうことではなくて、やはり我々はやっていなかったのですが、我々もそういうときに、やはり100%補助だよということ、話としてお願いしたいと思います。少しくどいようでしたが。

## 丸田座長

要望は要望として、一旦受け止めさせていただいて、いざ予算の関係のところをもう少し分かりやすく。

## 事務局（今井主査）

新藤委員から地域活動補助金にごみのお金を使っているということについてですが、そもそもごみの有料化が始まったときに、地域にごみの有料袋の原資を還元するということが創設されておりまして、ご存じのとおり1億円という上限がありまして、その額が適正かどうかというところだと思うのですが、地域活動のために皆さんからいただいたお金を使わせていただくという考えで、新潟市は設定をしています。ただその1億円という金額についてどうなのかということは、これから検討委員会で検討していただくということです。

## 丸田座長

そこはまた後ほどご意見をいただきたいと思います。

#### 事務局（塚本市民生活部次長）

ごみの有料のお金は、大体、1年間で9億円、歳入として入っております。うち3億円が袋を作るお金でございます。残りの6億円はどうなっているかという話なのですが、例えば、ここにあります古紙回収の支援金だとか、いろいろな集団資源回収の原資に充てているものもございますし、また環境活動に対する支援制度に充てているものもございます。新藤会長がおっしゃるように、残った9億円引く3億円で6億円になる中での1億円という位置づけでございますから、それが多いか、少ないのかということは、非常に議論のところだと思います。当初、平成23年度からできまして、あまり知られていなかったのも、まだすればそのまま通っていたのですけれども、だんだん使い勝手がいいということで、平成24年度でぎりぎり、平成25年度は早々にパンクしてしまうということで、私どもとしては、できれば行政課題のニーズの高いA型のほうを10分の10にしておいて、あとイベント関係の地域づくりみたいなものは半分、バターを半分に薄く塗ったという形で、何とか件数をできるだけ増やしていけるような形ということで考えておりました。

#### 丸田座長

ありがとうございました。

#### 岡本委員

話が戻るようですけれども、ハード面は、先ほど、香田委員から話がありましたように、新潟は全国トップクラスでないか、充実していると私も認識しております。それから、補助金は要らないという話ではないのですが、前に戻るようすけれども、やはり3番目の外部団体や組織との協働・協力の中に大きくかかわってくるのだらうと思いますが、西区における実態を見ておきますと、要するに自治連というものが、農村地帯にきちんとあるものから、ここは各世帯から約400円から600円徴収しているのです。だから、ものすごく財政的には豊かなのです。ところが、このコミュニティ協議会が後でできたものですから、自治連と自治振興会とコミュニティ協議会が合併されて、きちんとうまくいっているところはいいのですが、地域に二つの組織が存在するのです。中身的にはイベントとか、いろいろな行事は全部コミュニティ協議会に移し、ところが、コミュニティ協議会は、お金がほとんどないが、自治振興会、自治連は、世帯から会費を集めて、例えば、内野ですと、4,400世帯ありますから、600円ですから280万円くらい入ってくるのです。行事は全部コミュニティ協議会に移し、自治連の行事はほとんどなくなったのです。したがって、これを合体すれば、私は補助金などは、ほとんどもらわなくとも、今まで行って来た行事は、補助金なしで出来る。したがって、コミ協の立ち位置というものを香田委員の言われたように、ここをきちん

と位置づけしておかないと、ここが一番大事だと思う。後のハード面は相当進んでいると言われたら、そのとおりだと思うのです。したがって、最初に一番大事な位置づけをどうするか。基本条例を変えるのか、変えないのか。変えなくてもいいと思う、そのほかにいい方法があれば。理念は理念として残して、そこに抵触しないような方法論があれば、それでいいと思うのです。

一方、地域から会費を取っている自治連などは、行事がコミ協に移ったから資金は潤沢なのです。そこで西区の場合は、各コミュニティ協議会が30万円だとか、40万円、自治連、自治振興会から補助金としてもらっているのです。したがって、黒埼地域だとか、中野小屋地域などは行政に補助金の申請などほとんどしていないと思うのです。しかしその姿は、自治連・自治振興会にコミュニティ協議会という衣を被せただけです。したがって金はあるのです。こういう実態が、まずあるということをご認識いただきたいと、実態論だけ報告しておきたいと思います。したがって、コミュニティ協議会の立ち位置、コミュニティ協議会はどうするのだというところをきちんと議論して、3番目の外部との協力関係もどうあるべきかということをごきちんとして前に進まない、この状態がいつまでたっても直らないと思っています。

#### **丸田座長**

ありがとうございます。渡邊委員から先にお話いただきます。

#### **渡邊委員**

お話の内容は、今の西区と同じですけれども、北区の中でも松浜といいますか、旧新潟市と旧豊栄市とありまして、豊栄市のほうは先行しているようなところなのですけれども、問題は北地区、私が所属しているところです。前回もお話しましたが、自治振興会がしっかりしておりまして、いろいろ陳情も含めた、各団体に助成とか、全部自治振興会がやっているという状況の中で、ではコミュニティ協議会は何をすることになると、やはり自治振興会のところは、全体的なことは全部コミュニティ協議会にやってもらうということで、したがって活動資金はほとんどありません。活動するには、今のごみの助成金を使いまして、地域活動補助金を活用してという状況なので、北地区の活動は活発でありまして、昨年も北区の場合は、早々とパンクしまして、今年も現在はもうすでにパンクしているというくらいです。だけれども、コミュニティ協議会がいろいろ事業をやることに対して、補助申請をするのですけれども、何しろ活動をするには、資金がないという状況の中であって、今年から10分の10から10分5のA、B、Cと分かれたのですけれども、Aのところはいいのですけれども、新規事業を含めて、Cのところは年一回だったものに対して10分の5ということで、ただ、今年の場合は、暫定的に様子を見るということで、各コミュニティ協議会に

市のほうから 20 万円を上乗せしてくれた、その中で配付してという状況になるのです。ただ、資金がないところにとっては、やはり活動するには、自己資金がないとなかなか計画できない状況ですので、これに対して私もごみ袋の収益金から今、1 億円ということで、昨年から見ると若干、額が増えたのですけれども、全体の 3 億円というごみの有料袋の資金というのは、やはりコミュニティ協議会に 1 億円で、あと残り 2 億円あれば、この 2 億円の中というのは、私は各自治振興会とか、要するに各自治会長のところ、コミュニティ協議会が各自治会にも活動設備資金というものを申請すると、その資金もごみの中から出ているものがあると思うので、そういうところのバランスが非常に問題であるのではないかと考えているのですけれども、したがって自治振興会との兼ね合いもあるかもしれませんが、1 億円ではなくて、もっと増える要素が、たしかあると思うのですけれども、そういう部分も考えてもらわないと、やはり知識のないコミュニティ協議会は、自己資金がないと活動がどうしても停滞せざるを得ないということもありますので、一つ行政改革を要望したいと思います。

#### **丸田座長**

意見は意見として、事実関係のところコメントはございますか。

#### **事務局（塚本市民生活部次長）**

今ほど、誤解があるので申し上げますが、全体でごみの有料化のあたりは 9 億円でございます。そのうち袋を作るお金が 3 億円でございます。6 億円がいろいろな形で、今、ここにも地域活動補助金もありますし、古紙の回収の原資のほうにしているものもありますし、環境活動の資金として出ているものもありますので、使えるお金としてはマックス 6 億円あります。

#### **丸田座長**

そうですね。若林委員から意見をいただく前に、棚村委員から先に手が挙がっていましたので、どうぞ。

#### **棚村委員**

大通は、先回も私、お話しさせていただいたように、自治会の連合である自治会協議会というものを解消してこういう協議会を作ったので、自治会から、いわゆる世帯数に応じた 1 件何百円という形でコミュニティ協議会に入ってくる形になっています。ですので、全くないわけではないので、それなりに活動はできますが、それでも補助金は必要になってくると思います。それは、今の時代、どうしてもこれから、いろいろなことが地域に言われてきますので、高齢者の見守りをしてくださいとか、例えば、防災のためにこれから地域とかかわっていくことが大事になるので、いろいろなイベントごとが必要になりますよとか、そう

いうことを投げかけられると、やはりコミュニティ協議会としては、何らかのそういう事業をしなければならないと考えると思います。そうすると、また新規にもう一つ事業をやりましょうかという場合には、今までのコミュニティ協議会で集めていた予算に、さらにかかってくるわけですから、その分、やはり補助金が必要になってくるなというところがあるので、今回、大通地域からも、補助金申請はたくさんさせていただきました。

ただ、やはりマックスが決まっているところがあるので、はっきり言えば、例年、こういう形をしていましたけれども、今年もやりますかというような形で、予約しておきますかみたいな形で、とりあえず入れさせていただいて、年度当初にばたばたとどうしますかという話が来ましたので、まだ総会もやっていないし、予算も立っていないしという状態の中で、何をやりますかと言われても、決められないという部分があったのです。ですので、昨年並みに、昨年やっていたものには、とりあえずつけておきますからという形で言ってくださったので、予約はさせていただきましたけれども、そういった形で、それができたことは、何より優秀な事務局の方がいらっしゃったということが、とてもありがたかったといえますか、はっきり言えば、私も素人ですし、高齢の方にこの処理を地域課とやり取りしてくれとかということ言われたとしても、とても難しく、とても細かくて、文書のやり取りとか、どこかの調整ということに対して、やはり当たり前でないとやっていけないと思うのです。そういうところの部分で、私としては、補助金もとても大事ですけれども、ただ、動いてくれる人はいっぱいいるのですけれども、優秀な事務局を育てるということは、とても重要になってくると思うし、その件に関しては、逆に市のほうからの支援で、ある程度、優秀な方をご紹介いただくとか、研修を重ねて、ある程度、分かった方に配置していただくとか、そういうことがこれから必要になってくるのではないかと思います。

#### **丸田座長**

分かりました。人的支援のところは、後ほど、意見をお聞かせいただきたいと思います。

#### **若林委員**

私どもも、実は自治会連合会とコミュニティ協議会の問題が出ていました。私らは全く単体でやっています。途中から自治会連合会を巻き込んでしまって、今、自治会連合会の組織がありません。自治会連合会自体がコミュニティ協議会を運営しているということです。それから、事務局体制の話がありましたが、一番最初に前回の会議のときに、私らは何を指すかというお話をしました。将来的にはミニ役場という発言をさせていただきました。そうしたら随分おかしいみたいな話が出たのです。実は、私ども西蒲区にとって、合併してからいいことが一つもないということやずっと言われ続けていたのです。何かというと、行政が遠くなってしまったと言われるのです。自分たちの言うことは行政が遠くなって聞いてくれ

ないということがあったのです。それをコミュニティ協議会がその片代わりをしていって、いろいろな問題点をすくい上げていくと。そこに着目して、私どもは事務局体制を強化しています。私どものところは専属の事務員が3人おります。高い給料ではないですけども、安い給料ですけども、一応は給料を払っています。事務局が3人いるということは、当然、運営助成金だけではまかないきれない。それで各自治会から1世帯300円の負担金をいただいています。5,700世帯なので160万円くらいです。そのほかに、先ほどの古紙をステーション回収したものが85、6万円くらいあります。これでも3人は少し足りません。それで何をやっているかという、合併したために一番困ったのは何か。民間団体の事務局です。今まで行政が持ってくれていたものを行政が離してしまったのです。それを折り合いのつくところから、私らが事務局を引き受けました。そういったところで、事務局費用として大体180万円くらい入ってきます。大きな団体もかなりありますので、それ等を1人の事務員が2~3団体を合わせもって運営して行くという仕組みです。また事務局がしっかりしますと、活動が非常に活発になってきます。それだけでは足りなくなってきたというのが実情です。

#### 田村委員

先ほどからいろいろ聞いていますと、自治会とコミュニティ協議会のかかわり方というのが、ものすごく大きな問題になっていると思っています。秋葉区の中には11のコミュニティ協議会があるのですけれども、やはり自治会でもなかなかうまくいかないところもありますし、うちのところもうまくはいいはいないのですけれども、単独で自治会で活動しているものもあるし、コミュニティ協議会でやっているものもありますけれども、自治会のほうから1世帯につき年額900円の会費がつかますので助かっているのですけれども、実際にコミュニティ協議会を作るときに、市のほうは自治会がまずありますよね。それとのかかわりをどのように図って、もっていこうとしていたのかが見えてこないのです。そういったことが市のほうで何か示されたものなのかどうかという考えがありました。

補助率のことなのですけれども、C型になると初年度については8割なのですけれども、2回目になると5割しかないのです。そうすると、自分の自前の出し分がすごく多くなって、なかなか実施が困難だという実情がありますので、先ほど豊岡委員が言われたように、なぜ10分の10ではないのか。やることは同じなのだという疑問を持ちながら、事務局の方にもそういう考え方でやり取りをすることで言われていました。もう一つ古紙回収のことなのですけれども、たしか古紙の収集でこんなお願いがきていました。夏休みになると小学校、中学校で古紙回収をやって、子供たちの生徒会の資金などになりますよね。そうすると、年度当初、予定していたよりも大分少なくなります。それから、町内会で何かをするために古紙をするということに対して、予算がなかなかという実情です。

## 丸田座長

大分、時間が超過しておりますので、質問等、各コミュニティ協議会の現状について、今、意見交換しているつもりです。

## 右近委員

今まで、それぞれの部門の責任立場に立って、推進しておられるというというご意見が出ました。その中で、まず法制化していくか、これを明確に守っていかなければいけないという発言がありまして、これは絶対的な条件だと思います。組織が動いていくには、やはり組織を支える原点となるべき法的なもの、別に議会にかけて検討ではなくて、自分たちの話し合いの中でこうしましょうという約束事としてスタートするものも、私は一つの行政的な役割だと思います。それで、お金がないからできないという発想ではなくて、みんなで力を出そうということ。それから、地域にはそれぞれ教育力が潜在しているのです。その教育力をいかに発掘するかということが、やはりその立場に立った委員の方々の手腕ではないかと思っています。

1年ほど前に横越の中町というところで、自分たちの過去、現在、江戸の終わりごろまでの地域の行事を中心とした写真と文書を合わせた冊子を自分たちの力で発行いたしました。しかし、これを出すと地域の方々からは、黙ってこれをもってはいけないということで、それ以来、なにがしかのそれに対する報酬としての寄付、寄贈、それぞれの結果に応じての回答がありました。それは、実は、そういうものが出てくる基盤が一つあったと思っています。

横越には、今から20年くらい前から、文部省の指導としてですが、子どもセンターを立ち上げました。地域の方で子どもたちを育てていこうという発想で生まれたものです。文部省もぜひそれぞれの地域で学校だけではなくて、地域を挙げて、まだ学校に就学していない子どもたちを含めて、地域で育てましょうと。田舎のまちでは、そこに住んだ子どもたちがサツマイモというものは、どのようにして植えて、どのようにして育てていくかということが分からないのです。穫れば分かるけれども、あんなにおいしいサツマイモをどのようにして育てるのだろうと。ごく身近に行われている農作物、あるいは生産活動を子どもたちは分からないということから始まったのですが、子どもたちと一緒に地域のおばあさんも、ここもまた大事ですが、おばあさんが持っている長い人生経験をこういうときに子どもたちの前で発揮していただく機会がありまして、子どもセンターの中で、サツマイモ作りをやりました。もちろん稲刈りもやりました。それから、ズイキという長芋作りも一緒におばあさんを手伝ってやりました。こういう形でやるほかに、一つは、公民館事業の策定ということになっておりますので、子どもたちが子どもセンターに集まると勉強すると思います。一人学習。

それから、まずは図書館から借りてきた読書。うちでは読まないけれども、ここへ来ると本が読めるのだよなどって読書に没頭している子どもたちが出てきたりして、非常に子どもセンター活動というのは、学校がなしえないような、あるいは家庭教育でなしえないような機能を果たしてくれた場所であったと思っております。新潟市と合併するときに、どうしようか、こうしようかとなったと思うのですが、新潟市では一旦、やめてください。子どもセンター活動をやっているのも分かるし、成果が上がっているのも分かるし、認めるけれども、これは新潟市全体に及んで来ることになるとできないので、新潟市になってしばらくそのあり方を検討したうえで皆さんのほうに広げていきますというお話を私は伺っておりました。そういう意味からすると、今日いただいた校外活動を中心とした学校がありました。

#### **丸田座長**

すみません、前に進めてよろしいでしょうか。今、皆さんにお願いしたのは、市のほうから我々この検討委員会に託されておりますのは、補助制度を今後、どうしていけばいいのか。活動拠点、人的支援について、ぜひ意見をということがこの委員会に求められているわけです。そのために必要な基礎的な理解をするために質問していただいたわけですが、質問する以上は、当然、ご意見がありますので、自治会、自治振興会との関係ですとか、あるいは自治体制ですとか、人材育成ということで、それぞれ意見を踏まえながら、質問していただいたわけですが、改めて資料5をお手元にご用意いただけませんかでしょうか。三つのポイントがありまして、補助制度について、活動拠点について、人的支援について、これらを一括議論するということになりますと、なかなか構成が混乱してしまう可能性がありますので、少し乱暴かもしれませんが、まず補助制度についてご意見をいただきたいと思います。その後、活動拠点について意見をいただき、最後に人的支援について意見をいただきたいと思います。一つの取組みに約10分から15分程度、ご意見をちょうだいしたいと思います。その場合にそれぞれ委員の意見なり、主張がありますので、今日、述べるに当たってのご自身の立場については把握をしているつもりではありますが、こういう観点から意見を述べたいとして、ご自身の立場なり、主張を明確にしていきたいながら、意見を出していきたいと思います。視点の一つ一つについて議論する用意はありません。視点については、7つくらい視点がありますが、それらの視点をご理解いただきながら、今後の地域コミュニティ協議会の支援のあり方の中で、補助制度について、ぜひご意見をちょうだいしたいと思います。

#### **棚村委員**

検討のポイントの中の自治会（連合会）等他団体からの補助金等の有効な活用というのは、先ほどから、要するに自治会からも上げてもらうということになるのかと思っておりますが、この言い方の一つとして、自治会からの補助金というのは、補助金でいいのか、協力金



とか、そういう言い方にしないと、何か上から目線的な感じになるのかと思いました。

#### **丸田座長**

それは意見として伺います。

#### **棚村委員**

それから、先ほどのごみの件なのですけれども、例えば、これは地域活動補助金のごみのお金でなっているのですが、ごみとはまた別にパート2みたいな形の地域活動補助金が別立てであって、別に予算を立ててもらって、そしたらトータルで10分の10出せるようになるのかどうなのか。

#### **事務局（塚本市民生活部次長）**

先ほど、棚村委員から、コミュニティ協議会に市から福祉の見守りとか、いろいろやっていただきたいみたいな説明があるというお話でございます。誤解のないように申し上げておきますけれども、今ある地域活動補助金の中で、すべてやってほしいということは、市のほうの考え方にはありません。つまり私どもから新たな行政課題の解決に向けて、例えば、コミュニティ協議会からご協力いただけるようなモデル事業という形で今、やっていますので、それはまた地域活動補助金の枠の中ではなくて、別途予算化させていただいてやっていきますので、ですから会の中を切り取りするという形ではないということだけ、ご理解いただきたいと思っております。新しいことをお願いするなり、ご協力いただくのに、前のところのパイから切ってくださいという話ではないということだけは、モデル事業として新たな委託料だったり、そういった形で予算化していくということが、今の市のスタンスでございます。

#### **若林委員**

コミュニティ協議会の事務局を担当している立場から、2つの補助金があります。運営助成金と、それから地域活動補助金。地域活動補助金については、例えば10分の10、10分の8、10分の5でもいいと考えます。どの事業をどのようにするかということを確認してもらわないと使い勝手が悪いので基準を明確にしてもらえればいいと思うのです。運営助成金は、事務局サイドで使える金なので、できればこの助成金のケタを一つ増やして欲しいと思います。1 コミ協に100万円ないし200万円程度を支給して欲しいと思います。なぜかというと、先ほど、私どもの実情をお話しましたとおり、事務局をきちんとしていると、コミュニティ協議会はどんどん動き始めます。皆さん、どんどんいい案を出してくれます。ですからその部分に、きちんとした活動をしていただきたい。ただし、予算はどこから持ってくるか、私らの仕事ではないので、それは今度、市のほうに諮っていきたいと思います。

#### **丸田座長**

関連した意見でも構いません。お願いします。

## 細野委員

先ほど、パイを分けるというようなお話もありましたけれども、そういう考え方では、全然進展がないのです。どうしてみようもない。今、おっしゃったように、事務局を強化してほしい。全部にまたがることですがけれども、私らのコミュニティ協議会の実情から申しますと、専従の役員を2人くらい、利子が増えるような金を出していただいて、助成していただきたい。もちろん、専従2人に任せたのでは潰れてしまいます。仕事量でも、コミュニティ協議会に命取られるという可能性が出てきますので、その連中にそういう細工はさせませんけれども、相当な役割をしていただいて、うちの会では、一応、会費400円をいただいて、各部会に分配して、各部会の方針なりを立てて年間活動をやっておりますので、ところがなかなかお互いの連携が一つはうまくいかないことと、実務に弱い。相当年配者ばかり。会議はほとんど各自治会長。これも、ほとんど高齢者ばかりです。回覧板一つ出すにしても、今どき手書きで、コピーして出すなどほとんどないでしょう。もっとそういう実務のできる人も必要なわけです。それを集約して、コミュニティ協議会の事務局の中でらんで、一定の助成をしながらやっていこうとすると、どうしてもそういう体制がないと、コミュニティ協議会が活発になればなるほど困難です。それで特定の間が潰れます。こうやっては仕事にならない。そういう意味では、これまで専従の役員と言いませんが、専従の人を2人くらい。1人を主にして、1人を補助にするような専従者を置いて、これを中心にして活動していけば、かなりの問題点のはっきりしてきて、どこを直せばいいかという思いが出てきます。今の状態ですと、部会を開いても、総会を開いても、どこが問題で、どういう問題があつて、どうすればいいのだというところまでいかないのです。これがなければ発展などないです。形だけ総会を繰り返しているような格好では、進展はない。私は、現状から見ると、そういう判断を持っています。できれば、そういう体制をとっていただければ大変助かると考えております。

## 丸田座長

率直な意見ありがとうございます。

## 新藤委員

素朴な疑問なのですが、補助金が10分の10なので、10分の10であればその行事をやらせると全部使ってしまうわけだから、なければ別にその行事をする必要ないわけですので、そこにこだわられるということは、正直、もしかしたら経費としては10分の10ではなくて10分の9くらいで。

ですから、そのくらいであれば、例えば、某地域では、子どもたちはボランティアでクリーン作戦とってごみ拾いをやるのです。経費がかからないのですけれども、これを組織で

やると補助金がもらえるのでということでやる。参加者にはジュースが出たり、お菓子が出来ます。ジュースやお菓子は要らないから、別にボランティアにしたらというと、いや経費をいただけると。どうも卵が先か、鶏が先かみたいな部分もあるのかなど。すみません、私は実際、現場ではないので分からないのですが。

#### **岡本委員**

事務局に質問ですけれども、コミュニティ協議会というのは任意団体ですね。ですから、その補助金ということで、ごみのお金でというお茶を濁しているみたいな形でちょこちょこやっていますけれども、この条例化をきちんとして、あるいは要綱でうたって、きちんと認めれば、これをこのまま議会にかけて、単独でもって一般予算からきちんとできるのですが、今の状態でもできるのですか。

#### **事務局（塚本市民生活部次長）**

先ほど、若林委員からもありましたけれども、運営助成金のごみの原資ではございません。各区それぞれ予算をつけてやっていますので、これは別に元のお金のごみの手数料という話ではございませんので、今でも別にごみの原資でなければだめなのかという話でもないですし、市としてどのような予算化するかどうかの話なのですが、ただ、自治基本条例とか、条例化すれば、今までコミュニティ協議会については、自治基本条例の中で地域コミュニティという形で、自治会も含めたり、自治振興会も含めたりした中で、大枠で規定されていますけれども、個別にするということであれば、これは市としてはどのようにこのコミュニティ協議会を核として考えていくのかと。より明確化して、予算化もしやすい、あるいは施策もしやすいのではないかと、私どもは考えています。

#### **丸田座長**

分かりました。コミュニティ協議会の役割については次回、委員の方々に議論させていただくこととなりますが、当然、そこも意識しながらご発言いただきたいのですけれども、若林委員、補足をお願いできますか。5,000世帯くらいから一定のお金を集めて、事務局の3人の方たちを雇っていらっしゃるということですが、お一人あたり、大体どれくらいの人件費になっているのでしょうか。

#### **若林委員**

時給740、750円くらいになります。1年間で大体100万円くらいです。それ以上の仕事をしてもらっていますけれども、頭打ちかなと思っています。

#### **丸田座長**

参考にさせていただきたいと思います。

#### **河野委員**

先ほどからお話を聞かせていただいているのですが、こんなに格差が生まれているのに、コミュニティ協議会会長同士の意見交換と情報のやり取りというのはないのでしょうか。そこをお聞かせいただければと思います。

#### **若林委員**

私ども西蒲区はコミュニティ協議会同士の交流会をやっています。資料の一番下にある木戸地域コミュニティ協議会や、西区の坂井輪地区コミュニティ協議会、南区の白根地区コミュニティ協議会とは独自で、毎年1回交流会をやっています。いろいろな意見交換をやっています。

#### **河野委員**

話し合いなどの場に出ますと得る情報が多いですね。

#### **若林委員**

そうですね。それぞれ別の地域で活動していますので、これはきちんとした事務局がないとできないです。私たちのほうできちんと段取りをして交流会をやらせていただいています。もう6回やっています。

#### **丸田座長**

河野委員が素朴に感想を述べられたように、コミュニティ協議会の横の情報交換などの部分に関しては、全市的にみたとときに、課題の一つになっているという受け止め方をさせていただいてよろしいのではないかと思っています。

#### **棚村委員**

今のことに関連してなのですが、例えば先ほど時給の話が出ましたが、コミュニティ協議会の状態によって、時給が例えば900円のところもあるかもしれないし、800円のところもあるかもしれないし、それぞれのコミュニティ協議会でばらばらです。あとは、その人に保険をかけてあげられるのか、あげられないのかとか、いろいろ細かいとを考えると、それぞれのコミュニティ協議会が、コミュニティ協議会の実情あるいは地域の実情にあわせてということになるので、そうすると統一ができなくなると思うのです。

#### **河野委員**

地域差はありますよね。

#### **棚村委員**

南区でも、コミュニティ協議会同士の顔合わせの会はありますけれども、それぞれ実情が違うので、個別のそれぞれの地域との対話になってきて、うちではこうなのだけれどもとって、相談しようと思っても相談する内容が違ってくるので、コミュニティ協議会長同士で話が成り立たないと。

## 河野委員

でも、ヒントはいただけませんか。

## 棚村委員

ヒントはあると思います。

## 山賀委員

地域活動補助金は、ごみ処理手数料の市民還元事業からそのお金が出ているのですけれども、市民還元事業というのは本来、環境の取組みに対しては地域コミュニティの協力が非常に大切であって、コミュニティ活動活性化のために市民還元として活動補助金に出しているという財源の問題があります。こちらの資料のほうでも、あくまでも地域課題を解決する活動団体への補助という目的があるわけであって、一生懸命やられている、取組みをしている方は多いと思うのですけれども、お金があるからやろうということも、もしかしたらあるかもしれないと思うのです。地域課題を解決するということにつながっているかどうかというところにある程度の評価というのは必要になってくるのではないかと思います。それに応じた補助率の設定みたいなものも必要ではないかと思います。

この申請にあたっては、各区役所が窓口になっていらっしゃると思うのですが、区役所のほうの対応も恐らくいろいろではないかと。区役所ごとに違うのではないかと推測され、そのままいきましょうという方もいれば、至らないところがあれば綿密にアドバイスして下さって申請するというケースもあると思います。そういった部分も絡めて、実施される内容に応じた対応が必要ではないかと思います。

## 丸田座長

ほかにいかがでしょうか。

視点の中に、行政からの助成ですとか、自治振興会あるいは自治会からのお金の流れというだけではなくて、他の金の流れを考えてもいいのではないかとという視点も入っておりますが、その辺は富澤委員、意見はございませんか。

## 富澤委員

今の山賀委員と同じで、補助金枠の中に、例えば民間の経営組織も応募枠の対象になっている補助金がいくつかあるのです。例えば、今一番議論になっている地域活動について、コミュニティ協議会以外もNPOも整理されているということなので、例えば何年後かに制度をコミュニティ協議会枠とNPO枠ということで、補助率と上限を二つに分けて整理を出すということになれば、今、予算に関係することや、例えばNPOも申請してきているので、枠、上限のところ、コミュニティ協議会が申請されてくるものと、NPOが申請してきているのが、今だにごっちゃになっているのです。団体の対象によって枠を設けるとい

うA型、B型、C型ではなくて、申請する母体によって変えるということがもし可能なのであれば、そういう切り分け方も、検討の余地があるのだったら、そのような分け方もいいのではないかと。

それによって、次は補助制度のところの視点の中でも、申請手続きの金額ではないかというところで、もしかすると、コミュニティ協議会が申請できる申請書と、NPOが申請する申請書を分けたほうが書きやすいということも、事務局の皆さん方も苦勞されている部分だと思いますが、多分、そういうところもあるのではないかと思いますので、対象団体によって書類のひな形を分けるということが、今後もしできるのであれば、いかがでしょうか。

#### **丸田座長**

この事実関係がお分かりにならない方もいらっしゃるかもしれませんので、説明をお願いします。

#### **事務局（今井主査）**

地域活動補助金の申請団体についての補足なのですが、コミュニティ協議会以外にも、自治会・町内会も申請できます。補助率、補助金額については、今、一律という形でやらせていただいていますけれども、コミュニティ協議会さんに有利な格好でございまして、例えば地域課題を解決するものであるとしても、コミュニティ協議会さんであれば無制限に使えるものが、NPOさんの場合では制限がかかっています。今年度、平成26年度に試行で制度を作りましたけれども、それを検討する際にも、今、富澤委員が言われたように、NPOとコミュニティ協議会は制度を分けたほうがいいのではないかとということも検討させていただいたのですが、今年度については試行という形なので、ベースは同じという形で制度をやらせていただいています。

NPOの申請については回数制限があります。

#### **森委員**

先ほど河野委員から、コミュニティ協議会同士の話し合いについて出たと思いますけれども、私は中央区の鏡淵小学校区コミュニティ協議会の会長をしていますが、7、8年になりますが、新潟島のコミュニティ協議会で勉強会をやってきました。それでちががあかないものですから、昨年7月に中央区のコミュニティ協議会連絡会を私たち自身で立ち上げて、今、活動しています。コミュニティ協議会同士の意見は相当出てきますが、中身的にはみんな分かれます。昨年の暮れに資料を作りました。というのはアンケートをとったのです。新潟市の中央区でも前から配っているのですが、それを基に、情報交換はどのような形でやっているかということが一番大事なのですが、私たちは常にそれはやっています。ただ、皆さんぜひお聞きしたいのですが、地域活動ということで、例えば町内会の活動などに

参加されていますか。それはやっていらっしゃるかもしれませんが、町内会、自治会、コミュニティ協議会と話し合いをしていますか。

#### **丸田座長**

私はやっています。

#### **森委員**

参加する、しないは自由でいいのだけれども、実際に参加しなければ分からないのです。いくら公募委員の方、学識経験者の方がいても分からないのです。コミュニティ協議会の皆さんに聞いてみてください。みんなそう言っています。お金の問題もそうなのです。最初から拠点と財政の問題については、行政に何とかしてもらいたいということでお願いしています。私のところは、コミュニティハウスというのがあります。それが3年前に指定管理者制度になりました。それも皆さんに諮って検討をして、指定管理になってやっていますから、ある程度、収入については2割を残せば、あとは私たちのほうで使うことが可能なのです。それは地域の福祉関係に使っているわけですから、十分活用されていて、比較的にお金も出てきています。ただ、おっしゃっているように、高齢化が進んでいますので、参加する人は確かにいないと。私の町内会ではパソコンができる人がいませんから、パソコン教室で年寄りの女の人に習ってもらってやっています。町内会のことについてパソコンでやっています。そのようなことでやっているのですけれども、なかなか思うようにいかない。若い人が少ないということは事実なのです。

どうしたらいいかということですが、小学生の親に集まって話し合いをしたりしているのですが、そのときはいいのですけれども、参加するときになると来ないというのが実態なのです。それをどうしていくかということで悩んでやっているのですけれども、やめるわけにいかないから、調整してやっています。例えば子どもたちにあいさつ運動というのを平成14年からやっています。毎日、雨が降ってもやっています。私などは子どもにハイタッチおじさんと言われていました。子どもに毎日ハイタッチしているので、ハイタッチおじさんと。ハイタッチおじさんが来たと。おぼえられていいのですけれども、そのようなことをして、皆さんと一緒に、地域の活性化につなげていこうとしているのです。この助成制度の問題については、拠点となる財政、人を何とかしてほしいのです。先ほど、若林委員がおっしゃったように、問題は事務局なのです。うちは、事務員は総務部長などそれぞれの部長がやっているのです。みんな毎日のように来てやっているわけです。それを何とかしてほしいのです。書き物の処理もそうです。ぜひ、そこら辺を検討してください。

#### **丸田座長**

次の活動拠点に移りたいのですが、補助制度の議論のところでは、人材育成等も絡みまし

て、コミュニティ協議会の事務局体制の充実ということが、やはりコミュニティ協議会の活性化に最も直結しているところであるので、補助制度を検討するとすれば、地域活動補助金に関する議論も当然あるのしょうけれども、基本となるのはやはりコミュニティ協議会の運営助成金のところのあたりは議論していったほうがいいのではないかという意見だったかと思しますので、一旦はそこで、次に進めさせていただきたいと思します。

では、活動拠点、視点については読み上げませんので、それぞれお目通しをいただきながら、活動拠点に関するご意見がありましたらお願いいたします。

#### **若林委員**

私どもは西蒲区役所小さいスペースを事務所に使っています。10人程度の会議までできます。あとは区役所の会議室を借りたり、予定を立てると、全部、会議室が空いてなかったりということで、そこから始まってということなので、例えば区役所の中に事務所の持っている人は、事務連絡は非常にありがたいです。スムーズにいきます。しかし、自分たち内部の会議を開くことは非常に難儀で不便なところがあります。

#### **丸田座長**

今の実情を踏まえて、このような検討ができればいいという意見をぜひちょうだいしたいと思います。

#### **渡邊委員**

うちのほうの活動拠点は区役所です。北3地区という旧新潟市は全部、出張所と連絡所が活動拠点であります。空いている部屋はコミュニティ協議会で使ってしまったって、印刷室か何かでやるのですけれども、実際、事務局が地域の職員にお願いというか、常時いることはできないものですから、今のところ、新たな施設を開拓しなくてもできるし、地域課の職員から応援をしてもらっています。

#### **棚村委員**

先ほど会長さん宅に事務局があるところが6か所あって、91の建物があるということですが、6か所のところを含め、会長さん宅も含め、12のコミュニティ協議会は不便なのでしょうか。会長さん宅に事務局を置くことが不便なのか、もしかしたら、何かするときには学校の体育館を借りるだとか、大きなホールを借り切るといった形で、お金の無駄がなく借りられるのであって、事務局がないことに対して不便を感じているのかどうか、お伺いしたいと思います。

#### **森委員**

棚村委員は不便を感じていないのですか。

#### **棚村委員**



うちはありますので。

#### 森委員

特に中央区はだめなのです。

#### 岡本委員

私は、最初からのこのメンバーで協議するのはおかしいと思っていたのです。旧新潟市と合併市町村は全く格差が大きいのです。財政をとっても、人材や事務拠点など。ですから、お隣のコミ協の話を聞いていると、ものすごく立派にコミ協の運営がなされている。何も無いのが旧新潟市なのです。それが一堂に集まって、だから、河野委員が言ったように、「会長同士で話をしたことがあるのか」といった議論が出てくるのです。みんなそれぞれの区で連合会を作って、コミュニティ協議会の会長が集まって、3回も5回も会議をやっているのです。今、我々が議論していることは、過去に何回も行政にぶつけているのです。ただ、行政が実施に移してこなかったというだけだと私は意識しているのです。今回のこの議論は何十回もやって来ています。

丸田先生が中心になって、新潟市の大学連携ということで、全市を集めて協議もやって来ました。新潟市の自治協議会の会長会議も、各コミュニティ協議会から代表委員を出して2回やっている。我々が今議論しているのは、ほとんど今まで同じ議論をやって来ています。これが実態なのです。第三者が聞いていると、さっぱりかみ合わない議論で、北区や南区、秋葉区の一部もそうだけれども、北区の旧豊栄のコミ協と中でも旧新潟市分のコミュニティ協議会は全く違うのです。そんな格差のあるコミ協が一堂に集まってどうするかなんていう話をしているのです。理想論は分かっているのです。答えも全部出ていると思います。ただ、行政がどうやって実施に移して行くことが出来るかに帰着すると私は思っています。

#### 丸田座長

ではありますが、この検討委員会は、冒頭、部長からもお話があったように、市の施策のところはどう結びついていくか。一方では総合計画も作業中なわけです。総合計画の中で市民協働の仕組み、ここが大きな要素になってくるであろうと理解しております。そういう意味では、これまで繰り返し指示されたことがあったといたしましても、やはり、この時期にこのような検討会を持たれている意味を、ぜひ、各委員からご理解いただいて。

#### 岡本委員

それは大いに感謝しております。ぜひ、実りあるものにしていただきたいということです。

#### 丸田座長

どうぞ、積極的に拠点づくりに向けてのご意見をお願いいたします。

#### 森委員

お聞きします。活動拠点というのはどういうことを言うのですか。

#### 事務局（今井主査）

2つありまして、活動拠点というのは先ほど言われました役員の方が会議をやったりするところということで、もし、お近くに公共施設等があればコミュニティセンターなり学校の空き教室、大きいものが活動拠点になります。あと、小さくて事務室程度のものであれば事務局スペースという考え方の2つございます。活動拠点と事務局スペース、会議等ができるところとパソコン等が置いてあるスペースの違いです。

#### 森委員

活動拠点というのは、常時会議ができなければだめなのです。それをするには、ある程度、館がなければだめなのです。例えば、よく市長がおっしゃるのは、学校の施設を借りると言うでしょう。市長は何も知らないからそういうことを言っているのです。学校の施設なんてそんな簡単に借りられません。何日前に申請書を出せなどということを行うところもあります。教育施設に関しては学校長が絶対的な権限を持っているからです。今やるには、教育委員会、学校の教室にも全部許可が必要で、かぎを借りて入っていくでしょう。夜などはできません。学校を自由に使えるなどということはできません。市長は同じことを言っていますけれども、おかしいのです。

#### 細野委員

お話を伺っていると、うちが一番優遇されているように聞こえますので紹介しますが、前の東区役所の跡地に、まちづくりセンターという看板を上げました。その中には行政サービスのコーナーと公民館、それからまちづくりセンター事務所、ずらっとカウンターが並んで部屋が一つ。まちづくりセンターの部屋があります。その部屋もけっこう広くて、ついたてで仕切って後ろをコミュニティ協議会の事務所にしています。10人くらいの会議ならいつでもできます。

まちづくりセンターの管理運営は山の下地区コミュニティ協議会にお願いするという格好で、職員4人を交替で事務所に置きまして、貸し室を3つか4つ持っています。当初はこの宣伝が悪いものですからなかなか利用がなかったのですが、最近は非常に利用が多くて、自己資金ができてきてまして、これ以上貯めると返してもらうというくらいに貯まってきてまして、あまりけちけちしないでカーテンくらいはきれいなカーテンにしてくださいとか、それから、一つ、どうして作ったのでしょうか、大きい鏡があるのです。ちょっとしたダンスの練習とか舞踊の練習に非常に便利だということで、利用率が非常によろしいです。ただ、どうしてああいう作り方をしたのかと。鏡があるのだけれども、使わないときは扉を閉めて、開くと稜線で邪魔をして鏡1面が使えないような状態になります。戸を外して、大変利用者には喜ばれ

ています。そういう場所で、会議も事前にとっておけばコミュニティ協議会全体の会議をいつでも開けます。大変皆さんから、全区を調べたわけではありませんが、話を伺っていますと非常に有利な状態に置かせていただいて、大変ありがとうございます。

#### **丸田座長**

新藤委員、自治協議会会長会議で繰り返しやっているのでしょうかけれども、現状、どのような整備がなされているのかご披露いただければと思います。

#### **新藤委員**

これは行政のほうになると思うのですが、うちとしては活動拠点は徐々に予算の許す限りでそれぞれ作っていくというように聞いていますが、実際に秋葉区でも小須戸方面は施設が間に合わなかったりしていますけれども、徐々に整備してもらっています。確かに、森委員が言われているように自由に使えないというのは非常に不便だと思いますが、一方で、コミュニティの施設として会議室とかいろいろあるのですけれども、いろいろなサークルも誕生して練習したりしているのです。その一方で、コミュニティ協議会内も、隣のコミュニティ協議会とかそういうところのサークルの人たちが活動拠点がなくて入ってきていらっしゃいます。そうすると、利用者の意見ということで吸い取る場が、コミュニティをまたがって発生してしまう部分もありますので、そういう部分がこれからどうなっていくのかなという心配はあります。

#### **棚村委員**

例えば、先ほど言った6人の会長にそれぞれ事務局があったとして、その会長が辞められたときに引き続きこの座敷を使っていいとおっしゃるかどうかは分かりませんが、とても流動的だと思うのですけれども、例えば、自治会の集会所とかというところがあると思うのです。それは多分自治会の予算で建てた集会所だと思うので、その自治会の人でないと使えませんというものだと思うのですが、そういうものをコミュニティ協議会が何らかの話合いで、ただで貸していただけるのであればそれが一番ありがたいのですけれども、そういう形の、それこそ先ほど言った自治会とコミュニティ協議会がつながっていれば、もともとつながっていればそういうやり取りがとてもうまくいくのだらうとも考えますし、学校の一室を借りるというのも、その都度ではなくて、その一室をコミュニティ協議会として常時、鍵なりもずっといただいている、いつでも開けられるような形でお借りするスペースを一つ学校の中に作りませんかということも一つの案だと思います。しかし、どちらにしろそれは市のほうで何らかの支援をしていただいて、橋渡しというのですか、そういうことをしていただくような形でないと、当事者同士では進まないと思うのです。最低限、会議ができる机とテーブルがあってファックスがあってそこがあってというようなスペースは今どき必要だと

思うのです。

#### 豊岡委員

江南区の状況などをお話しさせていただくと、多分、出張所、連絡所での活動拠点といたしますか、それはしっかりしていると思います。ただ、専用のということではありません。亀田地区につきましては、今年度の事案になると思うのですが、合併建設計画で建設しております。ただ、大江山地区、旧新潟市にはそれらしきものがあまりないということで、ここについては区ビジョンまちづくり計画の中で検討してやっていかなければならないのかなと思っています。

今言われるように、会議ができるのであれば専用でなくても、公民館もあるわけですから、そういうところを。逆に言うと公民館のほうが夜間のハードルが落ちますので、管理人もおりますからきちんとした形はできるかと思います。ただ、お話しがあったように、パソコンを置いてということまでは望むことはないのだろうと思います。全市的にも、中央区が一番悪いとかと言っていますけれども、ほとんどそういう点での拠点としての館は、いい悪いは別にして、ある程度整っているのだろうと思っています。この辺についても新潟市の総合計画があるわけですし、中でいろいろな検討で行ければいいと思っていますし、市長は盛んにコミュニティセンターと言っていますから、公民館もそういう中に入っていったら、私は拠点はできると思います。ただ、そこに専従の職員が置けるかどうかというのはこれからの課題だと思います。

#### 田村委員

新藤委員と同じ地域のコミュニティに関係すると思いますが、新藤委員の言われたとおりですけれども、秋葉区の中でも専用のコミュニティセンターを持っていない、公共的なところを間借りしたり、線路を挟んで反対のところに借りているということもあるのです。本当に中央区のように会長宅を事務所にしていてのは3年前に話を聞いたようなのですけれども、そういうものに対して市では何次計画にしますとかということは示されないのでしょうか。本当に市長が言うようにコミュニティ協議会にとっても期待しているのに館もない。私のところは事務所もあり、ホールもあり、中央ホールがあり、小ホールがあり、会議のできる畳の部屋があり、会議室があるという、本当に恵まれたものが当たり前だと思っていたのです。そういうもので疑問に思うのが、何年も訴え続けているのになかなか示す気持ちがないのかなというのを感じました。コミュニティ協議会に期待して、皆さん自分たちでやってくださいということやれるのだったら、まず、それから着手しなければ本当の活動なんかできないと思うのですけれども、どうでしょうか。

#### 右近委員

ということで、今日お集まりの方々は、先ほど岡本委員がおっしゃったように、みんな背景が違っている中で合併という形が持ち込まれてきているので、当然、いろいろな条件の中でそれぞれ悪戦苦闘していることなので、今日、お話があったことを基にしながら、できたらこの集まりで、それぞれがどういう条件の中でコミュニティ活動をやっているかということを出せるでしょうか。

#### **岡本委員**

少し披露しておきますと、西区に東青山小学校区コミュニティ協議会というものがあるのですが、あそこにイオンがあるのですが、イオンの一室を自分たちで借りて補助金を若干いただいて、あとは自分たちの会費で、イオンの駐車場もありますし、その代わり、イオン側も私のところにぜひお客さんで使ってくださいという、それが話し合いで一致しまして、そういう例もあります。行政の建物でなくても、そういった方法もあるということを披露します。

#### **丸田座長**

今、右近委員からお話しがあったようにコミュニティ協議会の活動拠点の体制がどうなっているのか確認をしたうえで、標準化は難しいと思うのですが、活動拠点というのはどういうことを言うのかということと、機能を確認して、その機能を果たすためには、最低基準としてこういったものが必要だという議論はできそうでしょうか。

#### **若林委員**

私のところは事務処理するには、全部そろっています。パソコン・複合機から印刷機から。ですから、自治会の皆さんが自治会の中で使う資料を印刷してくれと言ってくる。ですから、そういった機能を事務局が持てる様にする事が大事です。

#### **森委員**

活動拠点、中央区はないのです。拠点というのは常時 20、30 人が集まるような場所であればだめなのです。そのために管理人がいるし、そういうものです。私が管理している関係で、私がコミュニティハウスの管理人を雇用し、使うことはできますけれども、本来の仕事がありますから、コミュニティ協議会の仕事をやれと言うわけにはいかないわけです。だからどうしてもそういった人がいないと困るのです。今困っているのは、例えば、パソコンをできない人のために協力している方がいるのですけれども、そういうこともあります。拠点を作ってもらって何年もたっているのです、新潟市が合併してから。それで若干は5万円ばかり家賃をもらって借りてやっているところもありますし、有明のところの、そういうところもありますけれども、完全な拠点で新潟市が作ってくれていない。本気でやりたいのだったら作ってほしいです。それで、コミュニティ協議会の仕事をやると言えば、いろいろな

仕事ができますけれども、私たちは別に委託契約を結んでいないのです。町内会は委託料をもらっているのです。私のほうはもらっていないのです。足りないとどうすると言えば、部会長とかそれぞれの部長が全部 20 いくつに配ってやれと言ったわけです。損するばかりなのです。

余談になりますけれども、会長に用があると会長の自宅まで行かないとコミュニティ協議会のことに関して話ができないのです。会長がどこに住んでいらっしやって電話番号が何かということも調べるのに、それなりに苦勞もありまして。

新潟市の場合は、例えば、うちは 22 のコミュニティ協議会、自治会が中央区の中にあるのです。一つだけ加盟していないので、21 が加盟している、書いてあってやっているのです。けっこうやっているわけですが、ほとんど拠点がないです。

#### **丸田座長**

この意見交換である程度方向性が出てくるのか、それとも右近委員からお話があったように、この検討会の中でも 97 コミュニティの事務局も、拠点のそういう機能を持っているのか、その機能を発揮するためにどういう設備なりどういうハードになっているかということを一回皆さんで確認したうえでの議論がいるような、その辺はいかがでしょうか。

#### **事務局（塚本市民生活部次長）**

先ほど右近委員から言われたように、97 コミュニティ協議会がありますけれども、それをどういう活動拠点なり、事務局がどうなっているのかを、まず、整理したものをお出しして、例えば、指定管理者になって個別の上がりがあるところもあるし、ないところもあるわけなので、最低どのくらいまでが必要なのかという議論をいただいたほうがよろしいのかなと。つまり、場所によっていろいろ違ってきますので、最低限コミュニティ協議会が活性化していくためにはこのレベルまでは最低限、最終的に持っていく必要があるよねと。あるいは総合計画の中でうたう必要があるという形のほうがよろしいのかなと思います。いかがでしょうか。

#### **丸田座長**

次長からご提案をいただきました。

#### **富澤委員**

そこに加えていただきたいのが、今日の参考資料で、前回の改定、コミュニティ協議会の事業部門がNPO法人化しているところもありますという資料をつけていただいたところで、多分、こういうコミュニティ協議会の中でNPO法人化をしている事業部門があるのかないのか。ただ地域性によって出てきているのではないかと思います。もしそこが書けるものがありましたら、1行つけていただけると、法人化しているところがあるのだなというところ、

また協議の中で理解があるのではないかとお願いしたいと思います。

#### 棚村委員

私が少しお聞きしようと思っていたのは、木戸地域コミュニティ協議会全体でNPOなのではなくて、一事業が独立して法人化されているのですか。それはそういうやり方でしかできないということですか。

#### 富澤委員

そこが私も分からないのですけれども。多分、ひまわりクラブの事業をやる契約をしなければいけないので、多分、任意団体ですよ。そうすると任意団体、契約ができない。何かしら法人化が必要だということでNPO法人化を選ばれたということ。

#### 丸田座長

岡本委員、確認の意味で質問なのですが、今、改めて次長からコミュニティにおける活動拠点の、ただ拠点があるとかないとかということではなくて、あるとすればどういう状況になっているのかということまで含めて、1回皆さんで確認しようという提案があったのですが、それは私も屋上屋の議論ではないと。

#### 岡本委員

そう思います。思いますけれども、似たようなものはすでにまとめられてあるのです。私はその様に認識しています。私はもらってあります。まあまあそれがあるから要らないという話になりませんので、現状のものをきちんと整理して、今後どうするかということを決めていただければそれでいいと思います。

#### 丸田座長

いかがでしょうか。2点目のポイントにつきましては今のような方向で議論に発展させていきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

では、冒頭から話題になっております、人材育成の観点について、ぜひ、ご意見をいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

#### 棚村委員

こちらのポイントの中にある人材育成講座を開催するというので、人材育成ができるということなのですからけれども、これに対して、今までもコミュニティ協議会の枠だったり自治協議会委員の枠だったりして、いろいろな人材育成と言われるような講座を開きましたけれども、何となくそれが後々役に立っているとはとても思えないというか、交替で2、3日出て何がどうだったのでしょうかという感じがあって、私はその講座のためにまた1日つぶされるような、とてもそういう感じがします。それは大枠の、とりあえずだれでもいいから動員、何人か言われたから出てくれという、そのためのその人の講座ではなくて、きちんとし

た、こういう人がいるのでこの人をプロに仕立てていくためのきちんとした、県でも市でもいいですけども、市の職員の研修するような目的でなければ何の意味もないし、後々それぞれのコミュニティ協議会にはそういう人来ていただきたいと思います。

#### 香田委員

ただいまの棚村委員の発言ですが、私も補助金に感謝しています。非常に使い勝手がいいです。人材の育成、私は1番目に触れましたけれども、だれを人材育成するのかということです。一番至近な人材はこのコミュニティ協議会を構成している方々です。そのメンバーの方もさまざまだと思います。中には、私も少し申し上げましたけれども、周り順番で否応なく2年間自治会長をしている方がいる。今ここに、支援制度があるのです。全部で27ありますけれども、こんなものではないです。もっとたくさんあるのです。まず、こういう支援制度をどのように活用していくかということを経験的な立場に立って勉強して、スキルアップしていくという具体的なことが必要です。スキルアップにはあくまでも自主的な参加ということで、場合によっては協議会に属していないその地域の人たちに対しても呼びかけて、勉強してみないかというようなことで、これをフルに活用するということができるれば相当変わってくると思います。そのようなことを考えました。

それから、次に移るのかもしれませんが、今までやってきたいろいろなポイント、あるいはワークショップで出たいろいろな問題を、ハードな部門とソフトな部門としっかり分ける。そういったものについてどうするかということも問題にして取り組みをされたほうがいいと思います。そのソフトの問題さえきちんと解決すればいろいろな展開ができてくると思うのです。もったいないです。財源もあるわけですから、それを上手に使いこなす。市の制度を使いこなすという要素の勉強をしていただき人材の育成。これを協議会の会長だけでなく、自治会の会長だけでなく、いろいろな市民に呼びかけて、修了証をきちんと手渡すということが大事だと思いますので、お願いいたします。

それからもう1点です。先ほど、自治基本条例の変更につきましては、難しいと思いますので、次回まで法制の専門の方にお伺いしていただきたいと思います。参考までに申し上げます。この自治基本条例、非常に議会でももめました。これは条例の趣旨にある自治の基本理念や基本原則を最大限に尊重して、この基本条例の整合を図ることも必要です。はじめ、これは市民の憲法ですと言っていたのです。それは少しひどすぎるということで外されました。こういう文言になりましたが、最大限尊重するということからすれば、この自治基本条例の中にまた条例的なものを設けると、行政が市民活動に制限をするという可能性が非常に強いので、打ち合わせされて、次回にご回答をお願いしたいと思います。

#### 若林委員



コミュニティ支援チームが、どの様に活動しているのか分からない。

地域課の皆さんはコミュニティ協議会のことをきちんと理解して協力をしていただいているのですけれども、それ以外の人たちは形だけ協力するというか、むしろ「コミュニティ協議会」の言葉は知っていても活動については理解していないのではないかと思います。むしろ人的支援を職員の皆さんにやってもらいたいと思います。実は職員OBの皆さんに、私どもの事務局体制をもう少し強化しようという事で、十何人かの人に協力を依頼いたしました。全部断られました。ということは、まずこの辺からきちんと教育をしていかないと、新潟市を卒業したら市の職員ではなくて、新潟市民ですから、市の職員の皆さんも夜になれば市民なのです。私たちがコミュニティ協議会を立ち上げるときに必死になって議論したのは、私たちと一緒に考えてくれた市の職員が、5時半を過ぎると一般市民だと。だから5時半を過ぎてから議論しよう。そういう形で議論しながら立ち上げました。ですから、市の職員の皆さんはみんな一般市民なのです。特別なものではない。災害のときは特別な業務があるかもしれませんが、それが終了したら一般市民だということで、きちんと活動するというのを、まず教育していただきたいと思います。

#### **丸田座長**

後半のほうは意見でありますので、また意見交換したいと思います。まずはコミュニティ協議会支援チームの現状なり評価についてどのようにコメントいただけますか。

#### **事務局（今井主査）**

チームについては西区と西蒲区のほうで支援チームを作っておりますし、中央区と江南区では支援職員という形で、このコミュニティ協議会には職員をという形で支援職員という制度がございます。チームについては、やはり地域課ばかりがカウンターパート、主となるのは地域課だと思うのですけれども、それ以外にもコミュニティ協議会は健康福祉であったり建設課であったり、そういう課とも非常に密接な活動がありますので、そういった職員を支援チームに入れることによって、資料にありましたけれども、全庁的、横断的な連携をもってコミュニティ協議会と意見交換ができるようにという趣旨でサポートチームを作っております。

#### **新藤委員**

私は2つ悩んでいるのですけれども、例えば、今、コミュニティ協議会の中心になっているメンバーの年齢から考えて、これから勉強して間に合うのかなという疑問が1つあります。そうすると、若林委員が言われているとおり、今後、団塊の世代が地域に出てきますので、団塊の世代の皆さんの中にはすでに職場で何百人という方を指導している人もいらっしゃるわけだし、いろいろな方がいらっしゃるの、コミュニティ協議会としては地域の人材バン

クのような、どういう人がいらっしやって何年後には解放されるのではないかというくらいのところまで、ある程度情報を作っておくべきではないかと思います。そういう人たちを集めて、勉強会というと本当に無礼だと思うのですが、そうすると、課題解決のプロジェクトチームのように、1つの課題を作り上げていく中でそれぞれの能力を出していただいて、その中から次の人材を出してもらうような形にしていくべきではないかと思います。

#### **丸田座長**

賛成です。というのは、私はある自治体で団塊の世代を対象とした調査を行政と一緒にやりました。そうしたら、ボランティアができるというフレーズだけではもう動けません。団塊の世代の役割と責任と行動したことに対する行政の評価なり社会の評価が伴ってくれば自ら汗をかきたいと思う、自主的にかボランティアでというようなことだけではなかなか、私たち、実は動けないのですという意見も多数寄せられたものですから、おっしゃるように団塊の世代に対するなにがしかのアプローチの仕方があってもいいのかなと。

#### **豊岡委員**

区の中でもいろいろ議論したのですけれども、新藤委員が言われていますけれども、なかなか、自治会長でももう1年だけやればいいやという人たちがたくさんおられるわけです。そんな人たちにやっても時間がかかることですし、やはり行政というか、我々であれば江南区のコミュニティ協議会の担当をしていただくと。それがやはり手っ取り早い方策だと思います。そうすると、書類の作り方にしても、先ほどお話しがあったように地域課の職員の人たちだってお仕事を大変持っているわけですから、コミュニティ協議会の住居以外の方もおいでだと思いますけれども、それはそれとして、行政の職員、江南区なら江南区役所の職員から各コミュニティ協議会に積極的に入っていただいて、というのは、役所の現役の方々もワークショップに入っていた中에서도そういう話が出ておりました。それが一番早いのかなと思います。

#### **渡邊委員**

私たちの実態といいますか、我々、北3地区という松浜地区と南浜地区、濁川地区という地域なのですけれども、毎年公民館共催事業でコミュニティ会議という講習というか研修会をやっているのです。月1回ずつで3か月か4か月くらいかけて。これはコミュニティと公民館との共同主催なのですけれども、それにはコミュニティの若い人たちというか、この人たちが総勢50人弱の内ほとんどが、5分の4はコミュニティの人たち。自治会長、自治会が60以上はあるのですけれども、その内、参加するのはほんのわずかです。ということは、もう何年もやっていますが、各コミュニティの専門家とか先生をお招きして講師になってもらってやっているのですけれども、出た自治会長というのはそれなりに知っているのですけ

れども、ほとんどがコミュニティのことは知らないというか関心がないという人が多いのです。そういう中で、逆にコミュニティの人たちが、自治会長のほうは全然話にもならない、私も含めて。そういう状況の中で、特に松浜もそうなのですけれども、コミュニティを理解する自治会長が本当に少ない。10年もたっているのにまだそのところがまずなっていないということで、いろいろ研修会とか案内は常に出しているのですけれども、参加の自治会長が少ない。少ないから全然知らないというのが実態なのです。そういうことで、若い人たちも不満がけっこうあって、なぜ自治振興会がコミュニティと一緒にならないというか、そういうことが理解できないから不満が出てきています。

#### **丸田座長**

おおむね時間が来ているのですが、皆さんの了解が得られれば12時15分くらいまで時間を延ばさせていただいてよろしいでしょうか。

では、岡本委員。

#### **岡本委員**

今、大体委員と同じ意見なのですが、要するにコミュニティ協議会という立ち位置がきちんとしなければ人材育成などできっこないのです。ここが基本だと思います。それから、コミュニティというのはNPOとかさまざまな団体が構成員となっているが、やはり基本は自治会長なのです。これから地域包括ケアシステムなどが始まってきますと、自治会長の立ち位置という。コミュニティはもちろんのこと、それと民生委員との協働でなければあの要旨は成しえないと思うのです。ということで、とにかくコミュニティ協議会がどうあるべきか、どういうものかという立ち位置をハッキリしないと、人材を教育しろと言ってもやり手が居ないのです。そういう感じだと私は思います。

それから今ひとつ。県を退職された方はコミュニティ協議会やそういうことに出てきていただけるのですが、市役所の職員が見当たらないのです。とても少ないのです。身近で一番詳しい人たちが少ない。市役所で指導するなり何とかしてもらったほうがいいと思います。

#### **丸田座長**

とても大事なところをご指摘いただいたと思います。

#### **森委員**

今、言おうとしたのですけれども、今年経験しまして、市のOBは全部だめです。なぜかという、大変なのは分かる。今、現役で新潟市の職員で一生懸命やってくれる人はうちの町内会にもいます。その人には本当に頭が下がります。奥さんと一緒にやってくれます。ところが、ほとんどの人がだめです。県の職員もだめ、市の職員もだめ。ましてや、例えば赤い羽根だとか何かの献金は一切しません。

そういうことでありますので、私のところはそうです。うちのコミュニティ協議会の中ではほとんどそういうことであります。

#### **丸田座長**

今、ご指摘をいただいたことについて、事務局からコメントがあれば頂戴しまして、もう一つ議題が残っているのです。今日は処理できないと思いますので、事務局、大変恐縮ですが、資料6の取り扱い方について、シナリオと提案の仕方が変わるかもしれませんが、お願いいたします。

#### **事務局（今井主査）**

前回の検討項目ということで選んでいただいた、「外部と協働・協力」の検討についてですが、こちらについては、前回の第1回目の資料を整理した資料となっておりますので、ご覧いただいて、検討項目の例としては、下に三つ、行政のコミュニティ協議会支援体制の構築、それから、先ほどありましたが、連合組織の立ち上げの呼びかけ、それから自治会との連携組織との連携強化という形で、次回の今回の振り返りと合わせましてこちらについてのご意見を伺うという形でやらせていただいでよろしいでしょうか。

#### **丸田座長**

委員の皆様、よろしいでしょうか。

それから、2時間という中で議論し尽くせないことがございますので、香田委員のようにご自身が整理されて、それを市の施策につなげていきたいという意見がありましたら、ぜひ、メールなりファクシミリで事務局へお届けいただければと思いますので、ぜひ、ご協力いただきたいと思います。

部長、よろしいでしょうか。総括的に感想も含めて、また私どもに対する宿題がありましたら、ぜひ、よろしく願いいたします。

#### **事務局（朝妻市民生活部長）**

今日は、長時間大変ありがとうございました。

最後に市の職員に対して非常に大きな課題をいただいて、しかし、これが実は一番大きな問題なのかもしれないということは、うすうすではなくて、想定していたことではあるのですが、一つの人材育成の中、育成は育成なのでしょうけれども、なった方が継続してどうやっていけるかということが本命なのだろうなど。今は自治会も、かつては本当にずっと何年も何10年もやられた方がたくさんおられたと思いますけれども、だんだん1年交替、半年交替というところが増えてまいりました。また、そうしていきますと、地域のご意見を伺うにしてもどなたに聞けばいいのかが分からないという実態もございました。

そういうことから、時代の流れということだと思いますが、今回、こういう形で、時間も

たってまいりましたが、コミュニティ協議会も次のステップに行くというところで、では、どうやれば継続可能な、しかも幅広い活動がやっていけるのかということの中で、絞り込めばお金と場所と人かなということではありますけれども、率直なご意見をいただいて、これから総合計画にも反映されていくわけですが、明日からできるということと、もう少し長いスパンで見ていく地平の部分とあるとは思いますが、この会議の皆様のご意見をこれからだんだん整理させていただいて、そしてまた地域にフィードバックしてご意見をいただいて、一つの施策にまとめていければありがたいと思っております。今日は大変ありがとうございました。

#### **丸田座長**

では、事務局にお返しいたします。

#### **事務局（今井主査）**

最後に連絡をさせていただきます。次回以降のスケジュールについてです。まず、第3回検討委員会なのですが、第1回目と今回第2回の検討のご意見を反映させたものを、事務局のほうで活動支援案としてご検討いただく予定となっております。その意見を踏まえた案を各区で検討していただき、その内容を反映させたものを今度は第4回検討委員会でご議論いただいて、第5回でまとめていきたいと考えております。

また、次回以降の日程についてなのですが、先日、ご調整いただきありがとうございました。最も多くの委員が参加できる日ということで、3回、4回、5回の日程を調整させていただきます。まず、第3回が7月4日金曜日午前10時から正午まで、今回と同じ午前開催となります。それから、第4回が8月7日木曜日午前10時から正午まで、こちらも午前開催となります。最終回なのですが、第5回が8月29日金曜日午前10時から正午までということで調整させていただきました。後日、会場が決まり次第、改めてご連絡させていただきます。

#### **事務局（堀市民協働課補佐）**

以上をもちまして、本日の検討委員会を終了させていただきます。本日は、大変ありがとうございました。